

証券コード 7976

平成26年3月7日

株 主 各 位

東京都品川区東大井五丁目23番37号

三菱鉛筆株式会社

代表取締役社長 数 原 英 一 郎

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年3月26日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月27日（木曜日）午前10時（午前9時に開場いたします。）
 2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん）7階イベントホール
（本冊子末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第139期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第139期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役12名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mpuni.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）におけるわが国経済は、金融緩和をはじめとした政府主導による政策効果も相まって、雇用・所得環境及び株価上昇を背景とした個人消費が回復してきたものの、急速に進行した円安の影響から輸入資材やエネルギー価格、一部食料品に値上げの動きがみられたことに加え、平成26年4月に予定されている消費税増税の実施を控えて、今後の動向を見極める状況が続きました。他方で、企業収益の改善を背景に持ち直しつつある設備投資、また2020年（平成32年）に開催予定のオリンピック・パラリンピックの東京招致が正式に決定するなど、今後の景気上昇への期待感は従来にも増して高まってまいりました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましても、国内の景気回復や円安による輸出環境の好転など明るい材料も見えてまいりましたが、国内市場における価格競争は一段と厳しさを増しつつあり、海外市場においても多種多様なニーズが求められ、僅かでも開発・販売活動の手を緩めてしまえば、直ちに市場競争から脱落しかねない厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の原点に立ち返り、高付加価値で高品質な商品開発を行ってまいりました。当社グループは、筆記具を単に「書く／描くための道具」として捉えるのではなく、筆記具を通じて従来とは異なる価値観を創出し、お客様に喜びや驚きをご提供できるような商品「モノ」作りを目指しております。「ビジネスシーンで利用可能な」高級感溢れる筆記具への潜在的需要に着目した油性ボールペン「ジェットストリーム プライム」の発売は、この想いを具現化したひとつの例であり、滑らかな書き味はそのままに、操作性と高級感を両立させたうえで、手に取られたお客様に「筆記具を所有する喜び」を新たにご提案いたしました。当連結会計年度においては、この「ジェットストリーム」シリーズや、シャープペンシル

の「クルトガ」などを中心に、成熟したとされております筆記具市場にありながら幅広いお客様のご支持をいただくと同時に更なる品質改良や多機能化、カラーバリエーションの充実を図り、新たな顧客層を開拓しながら着実に市場シェアを拡大して収益を重ねる事ができました。

これらの活動の結果、当連結会計年度の売上高は559億2百万円(対前年10.5%増)、営業利益は84億6百万円(対前年37.3%増)、経常利益は100億19百万円(対前年53.5%増)、当期純利益は65億76百万円(対前年68.7%増)となりました。

セグメント別の業績を概観いたしますと、筆記具及び筆記具周辺商品事業におきましては、「ジェットストリーム」、「クルトガ」、「スタイルフィット」といった当社グループの主力商品の販売が堅調に推移したことに加えて、為替レートが年間を通じて円安に推移したことから外部顧客への売上高は531億87百万円(対前年11.1%増)となりました。一方、その他の事業におきましては、粘着テープ事業は前連結会計年度に比べて好調でありましたが、手工芸品事業におきましては事業を取り巻く市場環境は依然として厳しく、外部顧客への売上高は27億14百万円(対前年0.2%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は12億8百万円でした。この内、筆記具及び筆記具周辺商品事業に係る設備投資は11億31百万円であり、同事業の主な設備投資の内容は、ボールペンの製造用設備、研究用設備及び製造用金型であります。

その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものはございません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは明治20年(1887年)の創業以来、「最高の品質こそ最大のサービス」を社是に掲げて品質向上と技術革新に努めてまいりました。付加価値が高く、高品質の筆記具をお客様にお届けすることは、この社是を具現化するための重要な施策のひとつであります。

当社グループを取り巻く筆記具の市場環境は、需要の低迷という構造的問題を抱えた国内市場に加えて、海外市場においても、欧米諸国は既に成熟した市場となりつつあります。成長市場とされる新興諸国におきましては、機能を絞り込んだローコスト製品への需要も無視できない一方で、経済発展に伴う中間所得層の増加を背景に、高品質で付加価値が高い筆記具に対するニーズは今後ますます高まっていくものと考えております。また、国内外を問わず、お客様が筆記具に求める機能やデザイン、カラーといったニーズは、ライフスタイルや価値観の多様化から日々変化し、使用方法や使用場面も細分化しつつあります。

こうした経営環境の中で、当社グループが更なる発展を遂げていくには、お客様が筆記具に対して潜在的にお持ちになっている価値観や満足感を掘り起こして、新たな喜びや驚きを提案し続ける商品「モノ」作りを行うことが第一であり、その上での更なる量的拡大、即ち売上と利益の増加を伴ったシェア拡大と市場における地位向上が必要不可欠であると考えております。そのためには、研究開発及び生産体制、販売網の整備に従来以上のスピード感をもって取り組むことが求められ、同時に、それが当社グループにとっての最重要課題であると考えております。

当社グループは、既にアイライナーなどで多くの実績を残しております化粧品事業や炭素材を用いた新規事業にも積極的に取り組んでおりますが、当社グループの企業価値は、筆記具事業の成長を目指すとともに、この筆記具事業で培った高度な技術を応用した非筆記具事業を育成することにより更に向上するものと考えております。その上で、コーポレートガバナンス体制及び財務報告の適正性を保つ内部統制制度への取り組みは欠かせないものであり、今後も積極的に取り組んでゆく所存であります。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 直前三連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第136期	第137期	第138期	第139期
	(平成22年12月期)	(平成23年12月期)	(平成24年12月期)	(当連結会計年度) (平成25年12月期)
売上高 (百万円)	52,118	50,955	50,584	55,902
営業利益 (百万円)	6,128	6,412	6,121	8,406
経常利益 (百万円)	6,221	6,543	6,525	10,019
当期純利益 (百万円)	3,790	4,035	3,898	6,576
1株当たり当期純利益 (円)	123.93	135.94	134.40	226.74
総資産 (百万円)	64,287	64,767	70,027	81,946
純資産 (百万円)	45,562	46,702	51,179	60,863
1株当たり純資産額 (円)	1,489.50	1,587.34	1,736.52	2,065.24

② 直前三事業年度の当社の財産及び損益の状況

区 分	第136期	第137期	第138期	第139期
	(平成22年12月期)	(平成23年12月期)	(平成24年12月期)	(当事業年度) (平成25年12月期)
売上高 (百万円)	41,541	40,733	40,898	44,254
営業利益 (百万円)	3,798	4,137	4,405	5,773
経常利益 (百万円)	4,318	4,723	5,305	7,294
当期純利益 (百万円)	2,579	2,962	3,224	4,976
1株当たり当期純利益 (円)	81.18	96.06	106.93	165.06
総資産 (百万円)	53,431	52,599	55,861	64,672
純資産 (百万円)	36,851	36,987	39,855	46,118
1株当たり純資産額 (円)	1,175.89	1,226.61	1,321.75	1,529.51

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
山形三菱鉛筆精工株式会社	20百万円	100.0%	当社仕様製品の製造
三菱鉛筆東京販売株式会社	18	93.6 (31.6)	当社製品の卸売販売
三菱鉛筆関西販売株式会社	15	100.0 (50.0)	当社製品の卸売販売
ユニ工業株式会社	50	100.0	粘着テープの製造販売
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	3,575千米ドル	100.0	当社仕様製品の製造

(注) () 内は間接所有の割合で内数です。

(7) 主要な事業内容 (平成25年12月31日現在)

① 筆記具及び筆記具周辺商品事業部門

鉛筆、シャープペンシル、シャープ替芯、油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインクボールペン、サインペン等の筆記具並びにOA用品、シャープナー、筆入、消しゴム、修正用品及び化粧品等の筆記具周辺商品の製造及び販売を行っております。

② その他の事業部門

粘着テープ、手工芸品の製造及び販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (平成25年12月31日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

本社 東京都品川区

横浜事業所 神奈川県横浜市

群馬工場 群馬県藤岡市

山形工場 山形県東置賜郡川西町

② 主要な子会社の事業所

山形三菱鉛筆精工株式会社

山形県東置賜郡川西町

三菱鉛筆東京販売株式会社

東京都品川区

三菱鉛筆関西販売株式会社

大阪府大阪市

ユニ工業株式会社

栃木県下都賀郡壬生町

MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.

ベトナム ハノイ

(9) 使用人の状況 (平成25年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
筆記具及び筆記具周辺商品事業部門	2,606 (1,182) 名	14名減 (31名減)
その他の事業部門	90 (163) 名	増減無 (3名増)
合計	2,696 (1,345) 名	14名減 (28名減)

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数は () 内に当連結会計年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
550 (177) 名	9名増 (3名減)	40.9歳	17.8年

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数は () 内に当事業年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成25年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	241百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	171
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	156
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	132
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	78

（注）当社は、運転資金の効率的な調達を行うために上記取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しており、その総額は13,375百万円です。また、この契約に基づく借入実行残高は780百万円です。

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社（外国会社を含む）の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（平成25年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 136,500,000株
- (2) 発行済株式総数 32,143,146株
- (3) 株主数 3,537名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,114百株	5.01%
株式会社横浜銀行	15,057	4.99
株式会社みずほ銀行	13,500	4.47
三菱鉛筆取引先持株会	13,464	4.46
株式会社三井住友銀行	12,668	4.20
三井住友信託銀行株式会社	12,500	4.14
大同生命保険株式会社	11,720	3.88
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	9,515	3.15
三井住友海上火災保険株式会社	9,515	3.15
明治安田生命保険相互会社	8,997	2.98

（注）上記のほか、当社は自己株式を19,907百株保有しております。また、上記「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除して算出しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	数 原 英 一 郎	山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役
取締役副社長	数 原 徹 郎	ユニ工業株式会社 代表取締役社長
常務取締役	中 村 文 俊	管理統轄担当兼コンプライアンス担当兼年金担当 兼全社品質担当
常務取締役	根 本 和 夫	国内営業部長
常務取締役	桜 井 清 和	技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当
取 締 役	横 石 浩	海外営業部長
取 締 役	永 澤 宣 之	財務・法務・システム担当兼内部統制担当
取 締 役	深 井 明	生産担当兼横浜事業所長
取 締 役	都 丸 淳	人事・総務担当
取 締 役	切 田 和 久	商品開発部長
取 締 役	鈴 木 等	横浜研究開発センター所長
取 締 役	数 原 滋 彦	経営企画担当
取 締 役	矢 作 恒 雄	スルガ銀行株式会社 社外取締役 作新学院大学 副学長
常勤監査役	小 倉 紀 郎	
常勤監査役	本 山 幸 利	
監 査 役	稻 崎 一 郎	学校法人中部大学 学監 株式会社ディスコ 社外取締役
監 査 役	金 子 隆 一	株式会社横浜銀行 常勤監査役 株式会社さいか屋 社外監査役

(注) 1.当事業年度中の会社における取締役及び監査役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	新地位	新担当	旧地位	旧担当	異動年月日
中村文俊	異動なし	管理統轄担当兼コンプライアンス担当兼年金担当兼全社品質担当	異動なし	人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当兼全社品質担当	平成25年7月1日
根本和夫	常務取締役	異動なし	取締役	異動なし	平成25年3月28日
桜井清和	常務取締役	異動なし	取締役	異動なし	平成25年3月28日
都丸 淳	異動なし	人事・総務担当	異動なし	三菱鉛筆東京販売株式会社 代表取締役社長	平成25年7月1日

- 2.取締役のうち矢作恒雄氏は、社外取締役であり、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3.監査役のうち稲崎一郎氏及び金子隆一氏は、社外監査役であります。
- 4.監査役金子隆一氏は、金融機関における取締役及び監査役としての豊富な経験による、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

辞任又は解任により退任した取締役及び監査役はおりません。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	13名	333百万円
監査役	5名	47百万円
合 計 (うち社外役員)	18名 (4名)	381百万円 (17百万円)

- (注) 1.役員の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第136回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として500百万円以内（うち、社外取締役分年額20百万円以内。ただし使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬等の額として70百万円以内と決議いただいております。
- 2.上記報酬等の額には、当事業年度の職務執行に係る役員退職慰労引当金として引き当てた金額75百万円（取締役13名に対する金額67百万円、監査役5名に対する金額8百万円、うち社外役員4名に対する金額2百万円）が含まれております。
 - 3.上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 4.平成25年3月28日開催の第138回定時株主総会決議に基づき、同総会終結のときをもって退任した社外監査役1名に対して4百万円を役員退職慰労金として支払いました。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役矢作恒雄氏は、平成25年12月31日現在、スルガ銀行株式会社の社外取締役及び作新学院大学副学長を兼職しております。なお、当社とこれらの法人との間に特段の関係はありません。

監査役稲崎一郎氏は、平成25年12月31日現在、学校法人中部大学の学監及び株式会社ディスコの社外取締役を兼職しております。なお、当社とこれらの法人との間に特段の関係はありません。

監査役金子隆一氏は、平成25年12月31日現在、株式会社横浜銀行の常勤監査役及び株式会社さいか屋の社外監査役を兼職しております。株式会社横浜銀行は当社の大株主であり、当社は株式会社横浜銀行との間に借入金等の取引があります。当社と株式会社さいか屋との間に特段の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
社外取締役 矢 作 恒 雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、経営政策・経営戦略の専門家の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役 稲 崎 一 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席しております。取締役会では、必要に応じ、取締役の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言しております。
社外監査役 金 子 隆 一	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のうち、同氏が選任された平成25年3月28日開催の第138回定時株主総会終結の時以降に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、監査役会7回のうち7回に出席しております。取締役会では、主に金融機関における豊富な経験に基づいた視点から、取締役の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については5百万円又は法令が定める限度額のいずれか高い額、また社外監査役については1百万円又は法令が定める限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社の海外子会社数社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定いたします。また、取締役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の請求又は同意により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の基本方針を定めております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、三菱鉛筆グループ全体の取締役・監査役・使用人が法令・定款のみならず社会規範や企業倫理を遵守するための指針として「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図る。

ロ. 取締役会は、職務執行が法令・定款・社会規範・企業倫理に適合すること（以下、「コンプライアンス」という。）を確保するための体制の統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を選定する。コンプライアンス担当取締役は、取締役・監査役・使用人に対するコンプライアンス体制の充実に有効な教育プログラムの企画立案、実行を担当する。

ハ. 取締役会は、代表取締役及びその他の取締役が行う業務の妥当性を監督する。また、業務執行に関与しない社外取締役は、取締役会への出席その他の機会により、取締役の職務執行に対する監督を行う。これらの体制によって経営監視機能の強化や透明性の確保に努める。

ニ. 常勤監査役は、コンプライアンス担当取締役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会及び監査役会に適宜報告される。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

各取締役は、適切に職務を執行するために必要な、重要な契約書、議事録、法定帳票やその他の情報を記載した文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を適切に作成、保存、管理する体制を構築し、取締役又は監査役がこれらの文書等を適時に閲覧できる状態を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役会は、業務執行部門ごとに担当取締役を選定するとともに、事業運営における損失の危険を排除、予防するために必要な社内規則を定める。各担当取締役は、日常の業務遂行における損失の危険を評価し、必要な予防措置を講じる。損失の危険が

- 当社の業績に重大な影響を及ぼすおそれが生じる場合には、担当取締役は速やかに代表取締役に報告し、代表取締役は緊急の取締役会を開催して早急にその対応を行う。
- . 損失の危険の要因が複数部門にわたる場合には、取締役会は、関連各部署の委員による委員会を設置し、部門横断的に適切な損失予防策の立案、実行を命じる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会及び定時経営会議をそれぞれ原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催して迅速かつ適切な意思決定を行う。
- . 当社は、取締役、監査役、部長職以上の使用人で構成される部長会を毎月1回開催し、会社方針の伝達、課題認識の共有、各部門からの月次報告による状況把握を行う。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の取締役又は監査役として当社の取締役又は監査役、使用人を最低1名各社に派遣する。当該取締役は子会社等の取締役の職務執行を監督・監視し、当該監査役は当社の監査役と連携して子会社等の業務執行状況を監査する。
- . 子会社等の経営は、子会社等の責任者の自主性を尊重する。子会社等の責任者は、当該子会社等を担当する取締役及び財務担当取締役に事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行う。
- ハ. 当社の監査役は、子会社等の定期的な監査を実施し、必要に応じて当社の監査役会に諮り、当社グループ全体として適切な連携を図る。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、企業規模等を勘案し、監査役の職務を補助すべき使用人を当面配置しないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲でこれを配置する。また、当該使用人の任命、異動等人事権にかかる事項の決定については、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

各担当取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループ全体の業績に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役又は使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と適宜意見の交換等を行う。また、監査役会は、監査の着眼点、業務の適否の判断基準等を監査基準として定め、監査の実効性を確保する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況

イ. 当会社及び子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決を貫徹する。

ロ. 当会社及び子会社等は、各事業所を管轄する警察の指導を受け、情報連携を図ることによって、次の事項を取締役・監査役・使用人に対して徹底する。

1. 総会屋及び暴力団等による一切の金品等の要求には応じない。

2. 株主の権利の行使に関し、反社会的勢力はもとより何人に対しても財産上の利益を供与しない。

3. 警察当局との緊密な連携のもと、企業から総会屋及び暴力団等の特殊暴力を排除する。

ハ. 必要に応じて取締役又は使用人が研修会に参加し、悪質な特殊暴力への対応に備える。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供すると共に、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、上記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ. 中期3ヵ年経営計画策定

当社は、平成25年1月より「更なる成長に向けたグループ全体での基盤づくり」を基本方針とする平成27年までの中期3ヵ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「創新により競争力を高める」、「付加価値を生み出すための基盤整備」、「競争に耐える体力づくり」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、かつ社外取締役を選任することにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成25年3月28日開催の第138回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改定した上で改めて導入することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すると共に、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、第138回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

(<http://www.mpuni.co.jp/ir/pdf/20130327163340.pdf>)

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第138回定時株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした安定配当を継続することを剰余金配分の基本方針としております。また内部留保金につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資、販売体制の強化に充ててゆく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、再投資のための資金確保と安定的な配当継続を念頭におきながら、財務状況、収益レベル、配当性向等を総合的に勘案することとしております。

また剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、後記の株主総会参考書類47ページに記載しました第1号議案にご提案のとおり、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。なお、本議案が原案どおり可決されますと、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金13円とあわせて28円（前事業年度から2円の増配）となり、当事業年度における当社の配当性向は17.0%となります。さらに、自己株式の取得につきましても、財務状況や株価の推移等も勘案しつつ、利益還元策のひとつとして適切に判断してまいります。

7. その他会社の現況に関する重要な事項

製品別売上高

当社の製品別売上高とその構成比は次のとおりであります。

製品別	売上高	構成比	主要製品名
	百万円	%	
鉛筆	3,468	7.8	鉛筆、色鉛筆
シャープ	5,692	12.9	シャープ、シャープ替芯
ボールペン	22,622	51.1	ゲルインクボールペン、水性ボールペン、油性ボールペン
サインペン	7,055	16.0	水性サインペン、油性マーカー、筆ペン
筆記具計	38,839	87.8	
OA用品	656	1.5	OA用品、ファイル
机上用品	701	1.6	事務用品、学用品
その他	4,056	9.1	化粧品、カーボン製品、印章
非筆記具計	5,414	12.2	
合計	44,254	100.0	

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流 動 資 産	58,095	流 動 負 債	16,114
現金及び預金	27,843	支払手形及び買掛金	7,812
受取手形及び売掛金	15,153	短期借入金	1,171
たな卸資産	12,931	未払法人税等	2,059
繰延税金資産	1,225	繰延税金負債	0
その他	1,079	賞与引当金	439
貸倒引当金	△138	返品引当金	75
固 定 資 産	23,851	未払金	2,471
有形固定資産	11,622	その他	2,085
建物及び構築物	3,923	固 定 負 債	4,969
機械装置及び運搬具	2,516	長期借入金	2
土地	4,320	繰延税金負債	1,470
建設仮勘定	362	退職給付引当金	2,400
その他	499	役員退職慰労引当金	821
無形固定資産	148	環境対策引当金	28
投資その他の資産	12,080	負ののれん	16
投資有価証券	10,346	その他	229
繰延税金資産	176	負 債 合 計	21,083
前払年金費用	568	(純資産の部)	
その他	988	株 主 資 本	54,993
貸倒引当金	△0	資本金	4,497
資 産 合 計	81,946	資本剰余金	3,583
		利益剰余金	50,241
		自己株式	△3,329
		その他の包括利益累計額	4,859
		その他有価証券評価差額金	3,756
		繰延ヘッジ損益	△32
		為替換算調整勘定	1,135
		少 数 株 主 持 分	1,011
		純 資 産 合 計	60,863
		負 債 純 資 産 合 計	81,946

※記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

科 目		金 額	
		(百万円)	
売上	55,902		
販売費	28,328		
営業	27,573		
受取	19,167		
受取	8,406		
受取		32	息金
受取		194	貸付
受取		141	債権
受取		65	売却
受取		1,202	差益
受取		152	他
営業	1,788		
支持		16	息
分法		23	損失
シ		29	引
賃		69	料
そ		18	用
経		17	他
常			益
別			175
利			10,019
益			
特		6	益
特		76	82
固		55	損失
定		35	引
減		23	損
関		1	失
係		26	損
員			142
代			9,959
理			
金			
等			
調			
整			
前			
期			
純			
利			
益			
税			
法			
人			
税			
、			
住			
民			
税			
及			
び			
事			
業			
税			
額			
3,357			
△172			
3,184			
6,774			
197			
6,576			

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,497	3,583	44,438	△3,314	49,204
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△764		△764
当 期 純 利 益			6,576		6,576
持分法の適用範囲の変動			△8	1	△7
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
関 係 会 社 所 有 の 親 会 社 株 式 の 持 分 変 動				△13	△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	5,803	△14	5,788
当 期 末 残 高	4,497	3,583	50,241	△3,329	54,993

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 調 整 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,659	△33	△466	1,159	815	51,179
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△764
当 期 純 利 益						6,576
持分法の適用範囲の変動						△7
自 己 株 式 の 取 得						△2
関 係 会 社 所 有 の 親 会 社 株 式 の 持 分 変 動						△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,096	1	1,601	3,699	195	3,895
当 期 変 動 額 合 計	2,096	1	1,601	3,699	195	9,683
当 期 末 残 高	3,756	△32	1,135	4,859	1,011	60,863

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 43社
主要な連結子会社の名称 山形三菱鉛筆精工株式会社
三菱鉛筆東京販売株式会社
三菱鉛筆関西販売株式会社
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.
なお、新設した健享万豊文具塑胶（深圳）有限公司を新たに連結の範囲に含めております。
- ② 非連結子会社の数 3社
主要な非連結子会社の名称 株式会社新菱
- ③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由 非連結子会社3社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除外しても合理的判断を誤らせない程度に小規模であると認められるので、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用会社の数 2社
主要な持分法適用会社の名称 三菱鉛筆中部販売株式会社
なお、三菱鉛筆群馬県販売株式会社は、売却により持分法の適用会社から除外しております。
- ② 持分法を適用しない非連結子会社の数 3社
- ③ 非連結子会社に持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社3社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

下記の会社を除く連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
なお、三菱鉛筆北海道販売株式会社、三菱鉛筆東北販売株式会社、三菱鉛筆東京販売株式会社、三菱鉛筆埼玉県販売株式会社、三菱鉛筆関西販売株式会社、三菱鉛筆九州販売株式会社、三菱鉛筆沖縄県販売株式会社、三菱鉛筆中国販売株式会社、三菱鉛筆岡山香川販売株式会社の9社の決算日は6月30日であります。これらの子会社については、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

主として、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法

ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 返品引当金

販売済製品の返品による損失に備えるため、売上高及び過去の発生状況から必要額を見積って計上しております。

- 二. 退職給付引当金 当社及び国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理する方法を採用しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理する方法を採用しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。
- ハ. 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、外貨換算差額は、「純資産の部」の「その他の包括利益累計額」の「為替換算調整勘定」並びに「少数株主持分」に含めて計上しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針
為替予約は、通常の取引の範囲内で、外貨建金銭債権債務等に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で包括的な為替予約取引を行っております。為替予約取引は、通常の外貨建金銭取引に係る輸出実績等を踏まえ、必要な範囲で実施しております。
- 二. ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引については、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間
のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、原則として発生日以降その効果が発現すると見積もられる期間（5年）で均等償却しております。ただし、少額の場合は、これが生じた連結会計年度中に全額償却しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年1月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

3. 未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積み立て状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改正されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(2) 適用予定日

平成26年12月期の年度末に係る連結計算書類から適用いたします。ただし、退職給付見込額の期間帰属方法の改正については平成27年12月期の期首から適用いたします。なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の連結計算書類に対しては遡及処理いたしません。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結計算書類作成時において連結計算書類に与える影響額は、現在評価中であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産並びに担保付債務

担保資産

建物及び構築物	5百万円
土地	33
合計	39

担保付債務

短期借入金	23百万円
長期借入金	2
合計	25

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,900百万円

(3) 債務保証

(単位：百万円)

被 保 証 者	債務残高	保 証 債 務 の 内 容
三菱鉛筆販売協同組合	300	金融機関からの借入に対する債務保証額
従業員	36	従業員住宅ローン等に対する債務保証額
その他	1	その他
計	338	

(4) 受取手形（輸出手形を含む）割引高 45百万円

(5) 期末日満期手形

当連結会計年度末日は銀行休業日でありましたが、期末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより期末残高から除かれている期末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形	132百万円
支払手形	17

(6) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	13,375百万円
借入実行残高	780
差引額	12,595

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式	32,143,146株
------	-------------

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式	3,162,325株
------	------------

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成25年3月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 407百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 13.5円 |
| ③ 基準日 | 平成24年12月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成25年3月29日 |

平成25年7月25日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 391百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 13.0円 |
| ③ 基準日 | 平成25年6月30日 |
| ④ 効力発生日 | 平成25年9月4日 |

(4) 当連結会計年度末日以降に行う剰余金の配当に関する事項

平成26年3月27日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	452百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	15.0円
④ 基準日	平成25年12月31日
⑤ 効力発生日	平成26年3月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については銀行借入によっております。デリバティブ取引については、後述するリスクを軽減するために、実需の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクがあります。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する管理体制を採っております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権には、為替の変動リスクが伴いますが、これをヘッジするために、一部の外貨建の売掛金については為替予約を利用しております。

投資有価証券である株式及び債券には市場価格の変動リスクがありますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価を定期的に把握する管理体制を採っております。なお債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクは、僅少であると判断しております。

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	27,843	27,843	－
(2) 受取手形及び売掛金	15,153	15,153	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	10,058	10,058	－
資産計	53,055	53,055	－
(4) 支払手形及び買掛金	(7,812)	(7,812)	－
(5) 未払金	(2,471)	(2,471)	－
負債計	(10,283)	(10,283)	－
(6) デリバティブ取引(*2)	(185)	(185)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金に含めて注記しております(上記(*2)参照)。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	286
投資事業有限責任組合への出資	1
合 計	287

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む)を有しております。平成25年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は108百万円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,881	△191	1,690	4,325

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,065.24円
1株当たり当期純利益	226.74円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流動資産	41,756	流動負債	14,265
現金及び預金	16,689	支払手形	818
受取手形	372	買掛金	7,627
売掛金	14,255	短期借入金	780
たな卸資産	7,223	未払金	1,863
繰延税金資産	566	未払費用	856
未収入金	2,055	未払法人税等	1,581
短期貸付金	136	賞与引当金	276
未収消費税等	406	返品引当金	71
その他の他	139	その他の他	391
貸倒引当金	△88	固定負債	4,287
固定資産	22,915	繰延税金負債	1,395
有形固定資産	9,139	退職給付引当金	2,067
建物	3,098	役員退職慰労引当金	758
構築物	149	環境対策引当金	28
機械及び装置	1,358	その他の他	39
車両運搬具	1	負債合計	18,553
工具、器具及び備品	396	(純資産の部)	
土地	3,808	株主資本	42,396
建設仮勘定	325	資本金	4,497
無形固定資産	116	資本剰余金	3,582
ソフトウェア	71	資本準備金	3,582
その他の他	44	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	13,659	利益剰余金	36,919
投資有価証券	10,209	利益準備金	824
関係会社株式	2,532	その他利益剰余金	36,095
長期貸付金	5	固定資産圧縮積立金	446
長期前払費用	14	別途積立金	29,585
前払年金費用	495	繰越利益剰余金	6,063
その他の他	403	自己株式	△2,602
貸倒引当金	△1	評価・換算差額等	3,721
資産合計	64,672	その他有価証券評価差額金	3,754
		繰延ヘッジ損益	△32
		純資産合計	46,118
		負債純資産合計	64,672

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

科 目	金 額
	(百万円)
売上高	44,254
売上原価	26,169
売上総利益	18,085
販売費及び一般管理費	12,312
営業利益	5,773
営業外収益	
受取利息及び配当金	237
為替差益	949
その他	437
営業外費用	
支払利息	5
その他	97
経常利益	7,294
特別損失	
固定資産除売却損	29
減損損失	25
会員権評価損	1
代理店契約解約損	26
82	82
税引前当期純利益	7,211
法人税、住民税及び事業税	2,525
法人税等調整額	△290
当期純利益	4,976

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から
平成25年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	4,497	3,582	0	3,582	824	446	27,585	3,886	32,741	△2,601	38,220	
当 期 変 動 額												
別途積立金の積立							2,000	△2,000	-		-	
剰余金の配当								△799	△799		△799	
当期純利益								4,976	4,976		4,976	
自己株式の取得										△1	△1	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,000	2,177	4,177	△1	4,175	
当 期 末 残 高	4,497	3,582	0	3,582	824	446	29,585	6,063	36,919	△2,602	42,396	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,668	△33	1,634	39,855
当 期 変 動 額				
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				△799
当期純利益				4,976
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,086	1	2,087	2,087
当期変動額合計	2,086	1	2,087	6,263
当 期 末 残 高	3,754	△32	3,721	46,118

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

製品・原材料及び仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 返品引当金

販売済製品の返品による損失に備えるため、売上高及び過去の発生状況から必要額を見積って計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の日次から費用処理する方法を採用しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理する方法を採用しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 環境対策引当金 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているPCB廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 為替予約は、通常の取引の範囲内で、外貨建金銭債権債務等に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で包括的な為替予約取引を行っております。為替予約取引は、通常の外貨建金銭取引に係る輸出実績等を踏まえ、必要な範囲で実施しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。
- (5) その他重要な会計方針に係る事項
消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- (6) 会計方針の変更
(減価償却方法の変更)
当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。
これによる損益に与える影響額は軽微であります。
2. 貸借対照表に関する注記
- (1) たな卸資産の内訳
- | | |
|--------------------|-----------|
| 商品及び製品 | 4,141百万円 |
| 仕掛品 | 1,151 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,930 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 33,600百万円 |

(3) 債務保証

(単位：百万円)

被 保 証 者	債務残高	保 証 債 務 の 内 容
MITSUBISHI PENCIL KOREA SALES CO.,LTD.	798	為替予約に対する債務保証額
三菱鉛筆販売協同組合	300	金融機関からの借入に対する債務保証額
ユニポリマー株式会社	182	金融機関からの借入等に対する債務保証額
株式会社ユニ	97	金融機関からの借入等に対する債務保証額
ユニ工業株式会社	50	金融機関からの借入等に対する債務保証額
従業員	36	従業員住宅ローン等に対する債務保証額
その他	67	その他
計	1,533	

(4) 受取手形（輸出手形を含む）割引高 45百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権

12,337百万円

短期金銭債務

2,508

(6) 期末日満期手形

当事業年度末日は銀行休業日でありましたが、期末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより期末残高から除かれている期末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形

18百万円

(7) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額

13,375百万円

借入実行残高

780

差引額

12,595

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

28,688百万円

仕入高

9,923

営業取引以外の取引高

477

4. 株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式

1,990,709株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

退職給付引当金	571百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	31
役員退職慰労引当金	271
賞与引当金	104
たな卸資産評価損否認	71
特定外国子会社留保金	107
その他	338

繰延税金資産 小計 1,497

評価性引当額 -

繰延税金資産 合計 1,497

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,078
--------------	--------

固定資産圧縮積立金	△246
-----------	------

繰延税金負債 合計 △2,325

繰延税金資産（負債）の純額 △828

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	MITSUBISHI PENCIL KOREA SALES CO.,LTD.	韓国	(百万ウォン) 500	卸売業	所有 直接 50%	当社製品の 卸売販売 役員の兼任	※1 債務 保証	798	-	-
子会社	山形三菱鉛筆精工株式会社	日本	(百万円) 20	製造業	所有 直接 100%	当社仕様製 品の製造 役員の兼任	※2 当社仕 品製造 の製造	2,944	買掛金 未収金	1,021 896

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1. MITSUBISHI PENCIL KOREA SALES CO.,LTD.の当社への仕入債務に係る為替予約につき債務保証を行ったものであります。

※2. 山形三菱鉛筆精工株式会社に対しての有償支給については、原価及び市場価格を勘案のうえ価格を決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記	
1株当たり純資産額	1,529.51円
1株当たり当期純利益	165.06円
8. 重要な後発事象に関する注記	
該当事項はありません。	
9. 連結配当規制適用会社に関する注記	
当社は連結配当規制の適用会社であります。	
10. その他の注記	
該当事項はありません。	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月12日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年2月12日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植草 寛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を害するものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月13日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役 小 倉 紀 郎 ㊞

常勤監査役 本 山 幸 利 ㊞

社外監査役 稲 崎 一 郎 ㊞

社外監査役 金 子 隆 一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

第139期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円

なお、この場合の配当総額は、452,286,555円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年3月28日

2. その他の剰余金処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るために、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、意思決定及び業務の迅速化・効率化を図るため1名減員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	す はら えい いちろう 数 原 英 一郎 (昭和23年7月19日生)	昭和49年8月 当社入社 昭和55年3月 当社取締役 昭和57年3月 当社常務取締役 昭和60年3月 当社取締役副社長 昭和62年3月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役	137,325株
2	す はら てつ ろう 数 原 徹 郎 (昭和26年11月9日生)	平成3年3月 当社入社 平成3年4月 当社生産担当常務付部長 平成4年4月 当社営業担当付部長 平成5年3月 当社取締役商品企画担当 平成7年3月 当社常務取締役商品企画担当 平成7年4月 当社常務取締役営業本部長 平成10年4月 当社常務取締役環境推進担当 平成12年4月 当社常務取締役国内事業担当兼環境推 進担当 平成15年4月 当社常務取締役財務担当兼海外事業担 当兼広報担当兼関係会社担当 平成17年3月 当社常務取締役財務担当兼商品開発担 当兼広報担当兼関係会社担当 平成20年1月 当社専務取締役 平成24年3月 当社取締役副社長（現任） [重要な兼職の状況] ユニ工業株式会社 代表取締役社長	64,556株

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式数
3	ね もと かず お 夫 根 本 和 夫 (昭和26年9月19日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年4月 当社営業部長 平成14年3月 三菱鉛筆東京販売株式会社取締役 平成14年9月 同社代表取締役社長 平成15年3月 当社取締役 平成21年3月 当社取締役国内営業部長 平成25年3月 当社常務取締役国内営業部長 (現任)	4,400株
4	さくら い きよ かず 桜 井 清 和 (昭和30年4月18日生)	昭和55年4月 当社入社 平成12年4月 当社技術企画室長 平成14年4月 当社群馬研究開発センター付部長 平成18年3月 当社取締役技術担当 平成20年3月 当社取締役技術担当兼工業所有権担当 兼化粧品事業担当 平成25年3月 当社常務取締役技術担当兼工業所有権 担当兼化粧品事業担当 (現任)	4,200株
5	よこ いし ひろし 横 石 浩 (昭和34年4月17日生)	昭和60年10月 当社入社 平成10年4月 当社海外事業部長 平成13年3月 当社取締役海外事業部長 平成17年4月 当社取締役海外営業部長 (現任)	4,600株
6	なが さわ のぶ ゆき 永 澤 宣 之 (昭和32年4月3日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年4月 当社海外事業部付部長 平成15年4月 当社経理部長 平成18年3月 当社取締役経理部長 平成20年1月 当社取締役財務・法務・システム担当 平成22年4月 当社取締役財務・法務・システム担当兼 内部統制担当 (現任)	9,100株

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	ふか い あきら 深 井 明 (昭和34年1月3日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社生産技術部長 平成20年4月 当社生産統括部長兼横浜事業所長 平成21年3月 当社取締役生産統括部長兼横浜事業所長 平成22年4月 当社取締役生産統括部長 平成23年3月 当社取締役生産担当 平成24年1月 当社取締役生産担当兼横浜事業所長(現任)	3,200株
8	と まる じゅん 都 丸 淳 (昭和29年5月15日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年4月 当社ビジネスサポートセンター長 平成15年4月 当社営業企画室長 平成21年7月 三菱鉛筆東京販売株式会社代表取締役社長 平成22年4月 当社理事 平成24年3月 当社取締役 平成25年7月 当社取締役人事・総務担当(現任)	2,000株
9	きり た かず ひさ 切 田 和 久 (昭和33年11月13日生)	昭和56年4月 当社入社 平成15年4月 当社商品開発部長 平成19年4月 当社群馬研究開発センター所長 平成23年4月 当社商品開発部長 平成24年3月 当社取締役商品開発部長(現任)	2,400株
10	すず き ひとし 鈴 木 等 (昭和33年6月7日生)	昭和58年4月 当社入社 平成17年4月 当社横浜研究開発センター所長 平成25年3月 当社取締役横浜研究開発センター所長(現任)	3,500株
11	す はら しげ ひこ 数 原 滋 彦 (昭和54年2月11日生)	平成17年4月 当社入社 平成22年4月 当社群馬工場長 平成24年4月 当社営業企画部長 平成25年3月 当社取締役経営企画担当(現任)	23,220株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
12	や は つね を 矢 作 恒 雄 (昭和17年2月27日生)	昭和40年4月 三菱商事株式会社入社 昭和47年8月 富士ダイス株式会社取締役 昭和57年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教 教授 平成2年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成3年4月 財団法人企業経営研究所所長 平成7年10月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科委員長 平成9年5月 慶應義塾常任理事 平成10年1月 慶應義塾ニューヨーク学院理事長 平成14年3月 当社取締役(現任) 平成19年4月 慶應義塾大学名誉教授 平成19年4月 尚美学園大学大学院教授 平成23年4月 尚美学園大学副学長 平成23年4月 作新学院大学客員教授 平成24年4月 作新学院大学副学長(現任) 平成24年4月 作新学院大学教授(現任) [重要な兼職の状況] スルガ銀行株式会社 社外取締役 作新学院大学 副学長	—

- (注) 1. 新任の取締役候補者はありません。
2. 取締役候補者数原英一郎氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。また、当社は同社に対して不動産の賃貸をしております。
3. 取締役候補者数原英一郎氏はMITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.の代表取締役を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。
4. 取締役候補者数原徹郎氏はユニ工業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引及び不動産の賃借をしております。
5. 2.から4.に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

事業報告

計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

6. 取締役候補者矢作恒雄氏は社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者に関する記載事項は次のとおりです。

- (1) 矢作恒雄氏は、経営政策・経営戦略の専門家であり、当社の取締役会で審議する各種案件に対しても積極的な助言をいただいております。当社の適正運営に不可欠な存在であることから社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年間となります。
- (2) 当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は5百万円又は法令が定める限度額のいずれか高い額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 当社は、同氏について、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断しており、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役小倉紀郎氏は本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたします。また、監査役金子隆一氏は本総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	なかむらふみとし 中村文俊 (昭和25年3月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年7月 当社生産統括部長兼横浜事業所長 平成17年3月 当社取締役全社品質担当兼環境推進担当 平成20年1月 当社取締役人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当 平成22年3月 当社常務取締役人事・総務担当兼コンプライアンス担当兼年金担当兼全社品質担当 平成25年7月 当社常務取締役管理統轄担当兼コンプライアンス担当兼年金担当兼全社品質担当(現任)	6,900株
2	あおいとしお 青井俊夫 (昭和30年10月1日生)	昭和53年4月 株式会社横浜銀行入行 平成21年6月 同行取締役常務執行役員融資部担当 平成22年4月 同行取締役常務執行役員本店営業部長兼本店ブロック営業本部長 本店ブロック担当 平成23年5月 同行取締役 平成23年6月 社団法人(現一般社団法人)横浜銀行協会専務理事(現任) [重要な兼職の状況] 一般社団法人横浜銀行協会 専務理事	-

- (注) 1. 監査役候補者中村文俊氏及び青井俊夫氏は新任監査役候補者であります。
2. 青井俊夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 青井俊夫氏は社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役として選任をお願いする理由は、金融機関における豊富な経験によって同氏が有する財務及び会計に関する相当程度の知見を、当社の監査に反映していただけるものと判断したためであります。

4. 青井俊夫氏が選任され監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は1百万円又は法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします取締役中村文俊氏及び監査役小倉紀郎氏並びに本総会終結の時をもって辞任いたします監査役金子隆一氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

その対象者の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
なかむらふみとし 中村文俊	平成17年3月 当社取締役 平成22年3月 当社常務取締役（現任）
おぐらのりお 小倉紀郎	平成22年3月 当社常勤監査役（現任）
かねこりゅういち 金子隆一	平成25年3月 当社監査役（現任）

以 上

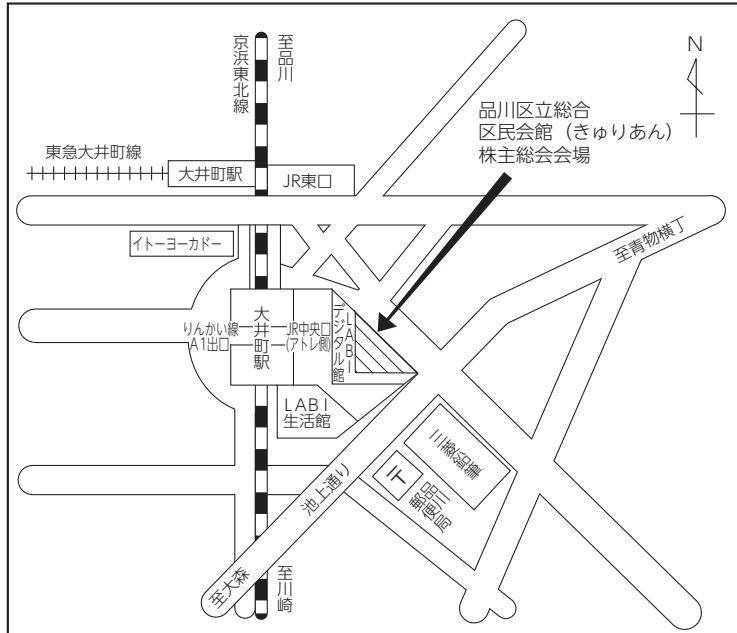
A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for writing.

株主総会会場ご案内略図

品川区立総合区民会館（きゅりあん）7階イベントホール

東京都品川区東大井五丁目18番1号

電話 03(5479)4100



交通 JR京浜東北線大井町駅中央口(アトレ側)、りんかい線大井町駅
A1出口又は東急大井町線大井町駅から徒歩2～3分
会場地下に駐車場(有料)がありますが、混雑が予想されます
ので、なるべく電車・バスをご利用願います。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。